

2025年度(令和7年度)球技開放団体登録(更新)について

1. 登録できる団体の条件

- (1)中野区に在住・在学する小学生10人以上で構成しているスポーツ団体
- (2)18歳以上の代表者または責任者を有すること
- (3)営利を目的としたスポーツ活動を行う団体でないこと
- (4)会費を徴収している団体は、その会計の内容が明らかになっていること

2. 球技開放として利用できる施設

学校利用や地域利用等がある日を除き、区立小学校の校庭を原則として日曜、祝日、第1・3・4土曜日(各学校で利用時間は異なります)に利用できます。

3. 登録に必要なもの

申請は窓口での申請、または電子申請により受け付けます。
電子申請に関しては、電子申請のページを参照してください。
窓口での申請をする方は下記を参照してください。

↓(1)~(3)に関しては、必須の書類です。

- (1)球技開放団体登録申請書…1部提出
- (2)球技開放利用登録者名簿…1部提出(メンバー全員を記入)
 - ①令和7年度(2025年度)に小学生のお子さんのみ、登録ができます。
 - ②新1年生については、既に入会が決定している場合のみご登録ください。
- (3)団体利用責任者の住所を証明できるものとして、健康保険証または運転免許証等マイナンバーカードに統合後の保険証(有効期限内の資格確認書)も可。(令和7年12月1日まで)
*証明書類はコピーでも可。確認後に返却します。

↓(5),(6)に関しては5月30日(金)までに郵送もしくは窓口で提出してください(必着)。

*電子申請で受付した団体は、別途電子での送付方法をお伝えします。

- (5)新規団体:会則がある場合には、写しを提出。
更新団体:会則があるかつ会則に変更がある場合に写しを提出。
*更新団体で会則に変更がない場合には、提出の必要はありません。
- (6)会費を徴収している場合は、最新の収支報告書。

4. 登録カード・登録抽選枠数

団体登録申請書及び利用登録者名簿を1部ご提出ください。
登録枠・抽選枠数は、80名以下は30枠、81名以上は60枠です。

5. 現在(令和6年度)の登録証有効期間

令和7年2月抽選申込分(3月利用分)まで
⇒令和7年3月7日(金)までに更新がされない場合、令和7年3月抽選申込(4月利用分)ができなくなります。

6. 抽選について

- (1)毎月8日から14日に『施設予約システム』で抽選申込みをしてください。
- (2)毎月15日に上記抽選申込み期間に申請された枠の抽選をシステムで行います。
- (3)毎月16日~20日、システムで抽選結果の確認と、当選枠の利用取消しが行えます。
- (4)毎月17日以降、利用日の7日前まで、システムから空き枠追加利用申請(先着順)が行えます。
- (5)毎月21日(休務日のときは直後の勤務日)に、利用確定処理を行います。
(21日以降はシステムでの取消しができなくなるため、スポーツ活動係への電話連絡が必要となります)

※施設予約システムは、令和8年3月利用分から新システムに移行する予定です。

新システムへの登録や運用方法については、別途ご案内いたします。

7. 団体登録受付

令和7年2月10日(月)から受付開始

登録受付は、区役所7階窓口もしくは電子申請

8. その他

*『球技開放団体登録申請書』『球技開放利用登録者名簿』は、中野区のホームページ(中野区→[暮らし・手続き]→[文化・スポーツ・生涯学習]→[スポーツ]→[区立小学校開放])に掲載しています。

*電子申請も可能です。

【受付及び問合せ先】 スポーツ振興課スポーツ活動係 03-3228-5586(直通)